

河川の雑草刈払いに関する基本的な考え方

1（雑草刈払いの目的）

雑草刈払いは、河川管理施設の巡視や点検に向けた条件整備、堤防弱体化の防止など「河川管理」を主たる目的として実施する。

2（雑草刈払いの回数）

雑草刈払い回数は、以下のとおりとする。

- ・河川管理上、必要な雑草刈払い回数は、原則2回までとする。

3（刈払いの時期）

刈払いを行う時期は、本県に台風が接近する時期の前後における堤防点検等を考慮し、下記を基本的な考え方とする。

- ・台風期前は、8月末までに完了する。
- ・台風期後は、11月末までに完了する。

※ 耕作など配慮すべき事情がある場合は、この限りではない。